

組織

- 一、加盟組合（加盟組合）ヲ以テ之レニモツ、同志會及革命會ヲ、中野ニ設ケテ之ヲ以テ其別會
- ハ同志會七分革命會三分

職

- 一、大會
- 二、常會

役員

- 一、委員長 一名
- 二、理事 一名
- 三、會計 一名
- 四、會計監查 若干名

(土) 規約

第一章 總則

第一條 本會ハ官業勞働九州同盟會ト稱シ本部ヲ當分ノ中八幡市ニ置ク

第二條 本會ハ九州及其附近ニ於ケル官業勞働組合及テ組織ス

第三條 本會ニ加盟セントスル組合ハ綱領、規則書、支部數、及ヒ組合員數ヲ明記シ同盟委員會ニ提出シテ承認ヲ得ルモノトス

第二章 目的及事業

第四條 本會ハ本會主義綱領ヲ貫徹スルヲ以テ目的トス